

(案)

平成 28 年 3 月 31 日

財務局

建築設計・設備設計の内訳書の提出について（試行）

平成 26 年に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）により、平成 27 年 4 月 1 日以降、公共工事の入札に参加する建設業者は、入札金額の内訳書の提出が義務付けられました。

設計業務についても、本年 1 月から、適正な金額での契約の締結とそれによる品質の確保を図るため、財務局契約第一課が発注する土木設計について、事業者から積算内訳書の提出を受け、確認することとしています。

この度、建築設計及び設備設計についても、以下のとおり試行することとしましたので、お知らせします。

1 対象案件

財務局契約第一課が発注する建築設計及び設備設計（特命随意契約を除く。）

2 提出方法

（1） 見積書の提出の際に、東京都電子調達システムの添付機能を利用し、積算内訳書を提出してください。

（2） 積算内訳書の書式については、案件ごとに通知することとしますが、発注業種・分野等に応じて次のとおりとします。

（ア） 業種を建築設計として発注するもの

積算内訳書の項目は、原則として直接人件費、特別経費、技術料等経費及び諸経費とする（別紙参照）。

（イ） 業種が設備設計のうち分野を建築電気設備、建築通信設備、建築機械設備（以下「建築設備」という。）及び建築設備に係る監理として発注するもの
積算内訳書の項目は、（ア）と同様とする。

（ウ） 業種が設備設計のうち分野を土木電気設備、土木通信設備、土木機械設備（以下「土木設備」という。）及び土木設備に係る監理として発注するもの

積算内訳書（総括表）の項目は、直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等とするが、各々の名称は案件ごとに異なる場合がある。

3 注意事項

2 (ア) 及び (イ) の建築設計及び建築設備に関する委託の採用候補者には、積算内訳書を提出していただきます。提出がない場合は、採用者になることができません。

2 (ウ) の土木設備に関する委託の採用候補者には、積算内訳書（総括表）及び種別内訳書を提出していただきます。提出がない場合は、採用者になることができません。

4 適用

平成 28 年 7 月 1 日以降に公表する案件から適用します。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607

建築設計及び建築設備設計に係る積算内訳書の用語の定義

(平成 21 年国土交通省告示第 15 号に準拠)

(1) 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれについての当該業務に関する必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1日（1時間）当たりの額に当該業務に従事する延べ日数（時間数）を乗じて得た額の合計とする。

(2) 諸経費

諸経費は、設計等の業務の履行に当たって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費の合計額とする。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等の設計等の業務に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の委託者の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。